

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成19年9月1日から施行する。

平成19年6月22日

香川県知事 真鍋武紀

1 適用する地域

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条第1項に規定する香川県の区域

2 適用する工場又は事業場

防止法第2条第4項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
2	昭和55年7月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第5条の規定による許可の申請又は防止法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
4	昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cci \cdot Qci$

	日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを含む。) のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 (同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを除く。)	$+C_{co} \cdot Q_{co})$ $\times 10^{-3}$
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 (昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。) の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった事業場 (昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを含み次項に掲げるものを除く。)	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
6	昭和57年改正政令の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった事業場 (昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを含む。) のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場 (同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを除く。)	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj}$ $+C_{ci} \cdot Q_{ci}$ $+C_{co} \cdot Q_{co})$ $\times 10^{-3}$
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令 (昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。) の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 (昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
8	昭和63年改正政令の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 (昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj}$ $+C_{ci} \cdot Q_{ci}$ $+C_{co} \cdot Q_{co})$ $\times 10^{-3}$

	止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを含む。) のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場 (同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを除く。)	
9	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令 (平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。) の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場 (次項に掲げるものを除く。)	$Lc = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
10	平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、平成3年4月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成2年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場	$Lc = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 (平成3年政令第240号。「平成3年改正政令」という。) の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場 (次項に掲げるものを除く。)	$Lc = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
12	平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち平成3年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成3年改正政令の施行により施行後に新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場	$Lc = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成9年政令第269号。以下「平成9年廃掃法改正政令」という。) の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場 (次項に掲げるものを除く。)	$Lc = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
14	平成9年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち平成9年12月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成9年廃棄物処理法改正政令の施行により施行後に新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場	$Lc = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 (平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。) の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場 (次項に掲げるものを除く。)	$Lc = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$

16	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成10年6月17日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成10年改正政令の施行により施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
18	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成12年3月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成11年改正政令の施行により施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第391号。以下「平成12年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
20	平成12年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成12年廃掃法改正政令の施行により施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
22	平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成13年7月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成13年改正政令の施行により施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 Lc 、 Cc 、 Qc 、 Cc_j 、 Cc_i 、 Cco 、 Qc_j 、 Qc_i 及び Qco は、それぞれ次の値を表すものとする。

Lc 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

Cc 別表第3欄(1)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Qc 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Cc j 別表第3欄(3)に掲げる化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)

Cc i 別表第3欄(2)に掲げる化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)

Cc o Ccと同じ値 (単位 1リットルにつきミリグラム)

Qc j 平成3年7月1日 (12の項にあっては平成3年10月1日、14の項にあっては平成9年12月1日、16の項にあっては平成10年6月17日、18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては平成12年10月1日、22の項にあっては平成13年7月1日) 以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量) (単位 1日につき立方メートル)

Qc i 昭和55年7月1日 (4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては昭和63年10月1日、10の項にあっては平成3年4月1日) から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排出水の量 (同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量 (Qc jを除く。)) (単位 1日につき立方メートル)

Qc o 特定排出水の量 (Qc i及びQc jを除く。) (単位 1日につき立方メートル)

ただし、平成19年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cc j、Cc i及びCc oの値については、平成21年3月31日までの間は、廃止前の平成14年香川県告示第490号に定めるCc、Cc j、Cc i及びCc oの値とする。

別 表

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量			備 考
		(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業	90	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	30	20	20	
5	肉製品製造業	70	50	30	
6	乳製品製造業	40	30	30	
7	畜産食料品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	80	50	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	60	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20	
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	80	40	20	
12	冷凍水産物製造業	60	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	70	40	30	
14	水産食料品製造業 (整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	80	40	30	

15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	(1)日平均排水量 5,000立方メートル以上の工場	60	40	40	
		(2)日平均排水量 5,000立方メートル未満の工場	80	40	40	
16	野菜漬物製造業		80	40	30	
17	味噌製造業		80	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	(1)日平均排水量 5,000立方メートル以上の工場	70	70	50	
		(2)日平均排水量 5,000立方メートル未満の工場	90	70	60	
19	うま味調味料製造業		70	20	20	
20	ソース製造業		70	30	30	
21	食酢製造業		60	40	30	
22	砂糖精製業		60	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		70	50	30	
24	小麦粉製造業		40	30	30	
25	パン製造業		60	40	20	
26	生菓子製造業		60	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業		60	40	30	
28	米菓製造業		60	60	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)		60	50	30	
30	植物油脂製造業		50	40	30	
31	動物油脂製造業		50	40	30	
32	食用油脂加工業		50	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		110	100	90	
34	穀類でんぷん製造業		50	50	40	
35	めん類製造業		80	40	40	
37	豆腐・油揚製造業		80	40	40	
38	あん類製造業		70	70	40	
39	冷凍調理食品製造業		50	40	40	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		60	30	30	

41	清涼飲料製造業	(1) 日平均排水量 5,000立方メー トル以上の工場	40	20	20	
		(2) 日平均排水量 5,000立方メー トル未満の工場	60	20	20	
42	果実酒製造業		40	30	30	
43	ビール製造業		30	30	30	
44	清酒製造業		70	40	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業		60	40	20	
46	インスタントコーヒー製造業		20	20	20	
47	配合飼料製造業		50	20	20	
48	単体飼料製造業		50	20	20	
49	有機質肥料製造業		50	20	20	
50	たばこ製造業		40	20	20	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		30	30	30	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げ るもの及び衣服その他の繊維製品 に係るものを除く。以下同じ。） で整毛工程に係るもの		80	80	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工 程（のり抜き、精練漂白、シルケ ット加工その他の染色整理工程に 付帯して行われる加工処理工程（ 以下「染色整理工程付帯加工処理 工程」という。）を含む。）に係 るもの		40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工 程（染色整理工程付帯加工処理工 程を含む。）に係るもの（前項に掲 げるものを除く。）		80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工 程（染色整理工程付帯加工処理工 程を含む。）に係るもの		90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理 工程（染色整理工程付帯加工処理 工程を含む。）に係るもの		60	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整 理工程（染色整理工程付帯加工處		60	50	50	

	理工程を含む。) に係るもの				
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程 を含む。) に係るもの	90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係る もの	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係 るもの	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防 水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工 程に係るもの	40	40	40	
68	繊維工業 (整理番号55の項から前 項までに掲げるものを除く。)	50	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	
71	合板製造業 (集成材製造業を含む。 又はパーティクルボード製造業	70	50	50	接着機洗浄水を循環する ものにあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、30、30、20 とする。
75	木材薬品処理業	30	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板 紙製造業で溶解パルプ製造工程に 係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板 紙製造業でサルファイトパルプ製 造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板 紙製造業でグランドパルプ製造工 程、リファイナーグランドパルプ 製造工程又はサーモメカニカルパ ルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板 紙製造業で未さらしケミグランド パルプ製造工程又は未さらしセミ ケミカルパルプ製造工程に係るも の (次項に掲げるものを除く。)	140	130	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板 紙製造業でさらしケミグランドパ ルプ製造工程 (前工程の未さらし	80	80	80	

	ケミグランドパルプ製造工程を含む。) 又はさらしぜミケミカルパルプ製造工程 (前工程の未さらしぜミケミカルパルプ製造工程を含む。) に係るもの				
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程 (前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。) に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあっては、第3欄の(1)の値は、80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程 (前工程の離解工程を含む。) に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	120	120	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程 (前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。) に係るもの	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	60	50	40	

	紙製造業で板紙製造工程に係るもの				
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあっては、第3欄の(1)の値は、70とする。ただし、古紙を原料とするパルプ製造工程のみを有するものにあっては、第3欄の(1)の値は、60とする。
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	
95	乾式法による纖維板製造業	40	40	40	
96	纖維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	30	30	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	60	50	50	
101	製版業	60	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	20	20	(1)硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、

					70、70、60とする。 (2)希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1)青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2)塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3)エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。

112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1)乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2)クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	(1)有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2)有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	40	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(1)青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2)塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3)エピクロルヒドリン製造工程にあっては、

					第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コールタール製品製造業	140	140	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、350、200、200とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げる	90	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄

	ものを除く。)				の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。 (2)有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	80	80	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄の(3)の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	50	50	30	
133	生物学的製剤製造業	40	40	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	30	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを	40	30	20	

	除く。)				
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ 製造業を含む。)	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業(整理番号102の項から 前項までに掲げるものを除く。)	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有する ものにあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、30、30、30 とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるもの を除く。)	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するも のにあっては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順 序に従い、40、40、40と する。
149	コークス製造業	200	190	120	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型 型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げる ものを除く。)	40	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	60	60	60	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造 業	20	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製 造業	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・ 同製品製造業	50	50	50	

163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	10	
168	黒鉛電極製造業	30	20	20	
169	砕石製造業	30	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	
172	うわ葉製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜钢管製造業	10	10	10	
186	伸線業	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき钢管製造業	30	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	30	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるも	10	10	10	

	のを除く。)			
192	鍛鋼製造業	10	10	10
193	鍛工品製造業	10	10	10
194	鋳鋼製造業	10	10	10
195	銑鉄鋳物製造業 (次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	20	10	10
196	鋳鉄管製造業	10	10	10
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10
198	鉄粉製造業	10	10	10
199	鉄鋼業 (整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	10
200	非鉄金属製造業	(1)日平均排水量 5,000立方メートル以上の工場	10	10
		(2)日平均排水量 5,000立方メートル未満の工場	25	10
201	電気めつき業	50	50	40
202	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	25	10	10
203	一般機械器具製造業	25	10	10
204	プリント回路製造業	20	20	20
205	電気機械器具製造業 (前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	25	10	10
206	輸送用機械器具製造業	25	10	10
207	精密機械器具製造業	20	10	10
208	ガス製造工場	20	20	20
209	下水道業	30	30	30 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理するものにあっては、第3欄の(2)及び(3)の値は、それぞれ、20及び20とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20
211	共同調理場 (学校給食法 (昭和29年法律第160号) 第5条の2に規	50	30	20

	定する施設をいう。)				
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	60	50	30	
213	飲食店	60	50	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の(1)及び(2)の値は、それぞれ、30及び30とする。
214	宿泊業	70	50	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の(1)及び(2)の値は、それぞれ、30及び30とする。
215	リネンサプライ業	70	50	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	70	50	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	
219	自動車整備業	30	20	20	
220	病院	50	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の(1)の値は、30とする。
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	(1)第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものにあっては、第3欄の(1)の値は、40とする。 (2)第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであって、昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては、第3欄の(1)及び(2)の値は、それぞれ、40及び40とする。 (3)第2欄に規定する表に定める構造を有する

					し尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の(2)及び(3)の値は、それぞれ、20及び20とする。 (4)平成18年2月1日以後に設置されるもののうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20、20とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	80	60	40	(1)昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては、第3欄の(2)の値は、80とする。 (2)平成18年2月1日以後に設置されるものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	30	(1)日平均排水量が3,000立方メートル未満のものにあっては、第3欄の(1)の値は、50とする。 (2)昭和62年6月30日以前に設置されたものにあっては、第3欄の(2)の値は、40とする。

					(3)嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20、20とする。
224	ごみ処理業	50	30	30	
225	廃油処理業	40	20	20	石油精製工場に併設されるものにあっては、第3欄の1の値は、20とする。
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	40	30	20	
227	死亡獣畜取扱業	50	40	40	
228	と畜場	60	60	40	
229	中央卸売市場	40	20	20	
230	地方卸売市場	40	20	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	40	30	20	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないものの 番号221の項及び整理番号222の項に掲げる	(1)水産養殖業	30	20	20
		(2)料理品小売業	60	40	30
		(3)鉄道業	40	20	20
		(4)一般旅客運送業	40	20	20
		(5)上水道業	30	20	20
		(6)工業用水道業	30	20	20
		(7)指定地域内事業場のし尿又は雑排水（整理番号221の項及び整理番号222の項に掲げるも	80	60	60 し尿を単独に処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。

	ものを除く。)					
	(8)(1)から(7)までに分類されないもの	60	30	20		